

新海面処分場建設工事及びこれに伴う航泊禁止等のお知らせ

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

- 東京都江東区青海三丁目地先（京浜港東京区第4区）において、引き続き新海面処分場建設工事が、下記のとおり施工されます。（図-1参照）
- 付近海域を航行する船舶は、十分注意して下さい。

記

1 工事作業の概要（図-1参照）

(1) Fブロック

土砂送泥船（てんゆう）による土運船等の浚渫土砂仮置並びに G ブロック及び C ブロックへの送泥（埋立）作業

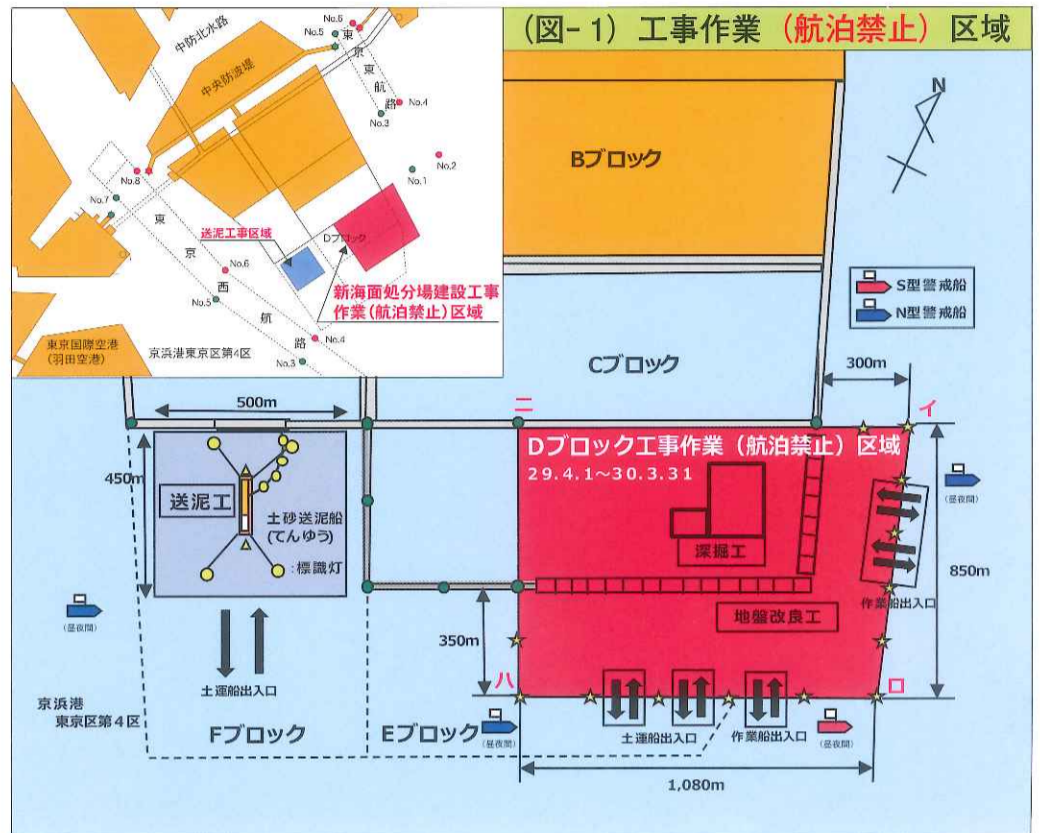
(2) Dブロック

護岸建設に伴う地盤改良工事及び処分場の容量増大のため海底地盤を掘下げる深掘り工事作業

○ 工事作業（航泊禁止）期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

○ 工事作業（航泊禁止）区域：座標のイからニの各地点を結んだ線及びニとイを結んだ線により囲まれた海面

地点	起点	方位	距離	緯度	経度
イ	15号地南信号所から	179 度 31 分	2,602m	35 度 35 分 25.6 秒	139 度 50 分 05.9 秒
ロ	イ地点から	152 度 16 分	854m	35 度 35 分 01.0 秒	139 度 50 分 21.7 秒
ハ	ロ地点から	236 度 25 分	1,080m	35 度 34 分 41.6 秒	139 度 49 分 45.9 秒
ニ	ハ地点から	326 度 25 分	850m	35 度 35 分 04.6 秒	139 度 49 分 27.2 秒



2 安全対策

(1) 警戒船

本工事に伴う航行船舶の安全を図るため、工事作業（航泊禁止）区域の東側及び西側に各 1 隻（昼夜間）、工事作業（航泊禁止）区域の南側に 1 隻（昼夜間）及び送泥工事作業区域の西側に 1 隻（昼夜間）を配備し、付近を航行する船舶への情報提供・誘導等に努めます。（図-1参照）警戒船の表示は、図-2のとおりです。

(2) 標識

工事作業の区域及び護岸を明示するため、工事区域明示用灯浮標、護岸明示用標識灯を図-1のとおり設置しています。標識は、図-3のとおりです。

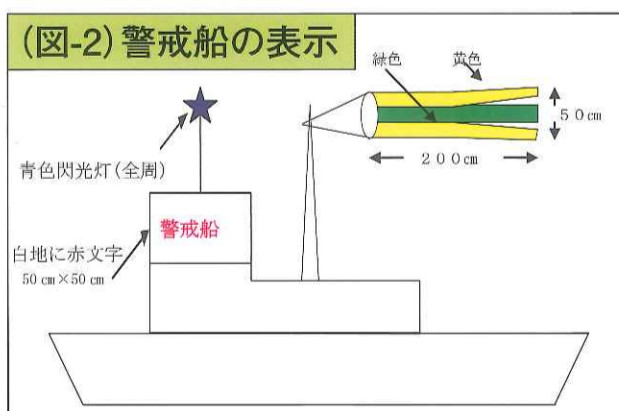


図-3	工事区域明示用灯浮標 (★)		護岸明示用標識灯 (●)	
		灯質 4秒1閃光 灯色 黄色 光達距離 4.5 海里 標体塗色 黄色 同期点滅方式		灯質 4秒1閃光 灯色 黄色 光達距離 2.2 海里 標体塗色 黄色 同期点滅方式

3 工船用船の標識旗

新海面処分場に入入りする工船用船は、図-4の標識旗を掲揚します。

図-4	新海面処分場建設工船用船	新海面処分場に入入りする工船用船等			土砂送泥船に入入りする土運船	千葉方面に向かう土運船	潜水作業中
標識旗							
	(60×90cm)	(50×80cm)	(50×80cm)	(50×80cm)	(60×70cm) (No.1~260)	(100×90cm) (No.1~99)	(国際信号旗「A」を表す信号旗) (各事業所共通)